健康局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について（特名随意契約分）

No.	案　件　名　称	委託種目	契約の相手方	契約金額（円）（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由（随意契約理由番号）	WTO
1	新型コロナウイルス感染症保健所・区健康管理等対応派遣(概算契約・その9)	13 その他代行	株式会社メディカル・コンシェルジュ	90,528,322	R4.3.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	－
2	新型コロナウイルス感染症PCR検査連絡調整等従事者派遣（概算契約・その12）	13 その他代行	株式会社メディカル・コンシェルジュ	7,161,000	R4.3.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	－
3	新型コロナウイルス感染症PCR検査陽性者ヒアリング等従事者派遣（概算契約・その13）	13 その他代行	株式会社メディカル・コンシェルジュ	68,087,360	R4.3.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	－
4	新型コロナウイルス感染症宿泊療養業務等派遣（概算契約・その10）	13 その他代行	株式会社メディカル・コンシェルジュ	9,953,790	R4.3.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	－
5	新型コロナ受診相談センター電話相談等従事者派遣契約の締結について（概算契約・その17　3月分）	13 その他代行	株式会社メディカル・コンシェルジュ	164,841,605	R4.3.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	－

随意契約理由書

１　案件名称

新型コロナウイルス感染症保健所・区健康管理等対応派遣（概算契約・その９）

２　契約相手方

株式会社メディカル・コンシェルジュ

支社長　　久保井　和美

３　随意契約理由書

新型コロナウイルス感染症に関する医療相談等を目的として、令和２年４月 20 日付健契第 2000103 号にて地方自治法施行令第 167 条の２第１項第５号、令和２年６月 30 日付健契第 2000137 号にて地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号に該当するものとして随意契約を締結した案件の追加案件である。新型コロナウイルス感染症については、感染者数が増加傾向にあり依然収束する見込みがないことから、引き続き自宅療養者に対する健康状態確認業務に対応するため派遣契約を行う。

４　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

５　担当部署

健康局　保健所　感染症対策課　（電話：06-6647-0739）

随意契約理由書

１　案件名称

新型コロナウイルス感染症 PCR 検査連絡調整等従事者派遣（概算契約・その 12）

２　契約相手方

株式会社メディカル・コンシェルジュ

支社長　　久保井　和美

３　随意契約理由

新型コロナウイルス感染症ＰＣＲ検査連絡調整を目的として、令和２年７月 16 日付地方自治法施行令第 167 条の２第１項第５号に該当するものとして随意契約を締結した案件の継続案件である。新型コロナウイルス感染症については、依然収束する見込みがないことから、ＰＣＲ検査連絡調整業務に対応する必要があるため、引き続き当該相手方と契約を行う。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５　担当部署

健康局　保健所　感染症対策課　（電話：06-6647-0739）

随意契約理由書

１　案件名称

　　新型コロナウイルス感染症ＰＣＲ検査陽性者ヒアリング等従事者派遣（概算契約・その１３）

２　契約相手方

　　株式会社メディカル・コンシェルジュ

　　支社長　　久保井　和美

３　随意契約理由

　　新型コロナウイルス感染症陽性告知後のヒアリングを目的として、令和２年７月 16 日付地方自治法施行令第 167 条の２第１項第５号に該当するものとして随意契約を締結した案件の追加案件である。新型コロナウイルス感染症については、依然収束する見込みがないことから、陽性告知後のヒアリング、フォローアップに対応するため、引き続き現在契約を締結している事業者と特名により契約を行う。

４　根拠法令

　　地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５　担当部署

　　健康局　保健所　感染症対策課　（電話：06-6647-0739）

随意契約理由書

１　案件名称

新型コロナウイルス感染症宿泊療養業務等派遣（概算契約・その 10）

２　契約相手方

株式会社メディカル・コンシェルジュ

支社長　　久保井　和美

３　随意契約理由書

本件は、療養者に対して療養者情報システムへの入力や宿泊療養者へ連絡を行うことを目的として契約を締結するものであり、令和３年７月 16 日付で地方自治法施行令第 167 条の２第１項第５号に該当するものとして随意契約を締結した案件の追加案件である。新型コロナウイルス感染症については、依然収束する見込みがないことから、引き続き、現在契約を締結している事業者と特名により契約を行う。

４　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

５　担当部署

健康局　保健所　感染症対策課　（電話：06-6647-0739）

随意契約理由書

１　案件名称

新型コロナウイルス感染症電話相談等従事者派遣（概算契約・その１７）

２　契約相手方

株式会社メディカル・コンシェルジュ

支社長　　久保井　和美

３　随意契約理由書

本件は、新型コロナウイルス感染症に関する電話対応を目的として、令和2年3月11日付健契第3100207号にて地方自治法施行令第167条の２第１項第5号、令和２年度は地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当するものとして随意契約を締結した案件の追加案件である。新型コロナウイルス感染症については、依然収束する見込みがないことから、現在契約を締結している事業者と特名により契約を行う。

４　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

５　担当部署

健康局　保健所　感染症対策課　（電話：06-6647-0739）